

平成28年第2回上毛町議会臨時会会議録

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成28年11月29日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（11名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏

5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和

10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（1名）

9番 大山 晃

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 会計管理者 中 豊

総務課長 岡崎 浩・ 長寿福祉課長 末松克美・ 産業振興課長 垂水勇治

建設課長 福本豊彦・ 総務係長 熊谷豊司

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一 ・ 係長 岩井英樹

○議事日程

平成28年第2回上毛町議会臨時会議事日程

平成28年11月29日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度上毛町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 5 議案第49号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第50号 上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第51号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第52号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第53号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第54号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第55号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○ 会 議 の 経 過

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。

定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。なお、大山議員から欠席の届けが提出されておりますので報告いたします。

ただいまから、平成28年第2回上毛町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（安元慶彦君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、2番田中議員、3番廣崎議員を指名します。

○議長（安元慶彦君）日程第2、会期の決定を議題とします。

臨時会の招集が予定されてから、議会運営委員会に臨時会の運営について諮問いたしましたところ、11月24日に委員会を開催していただき、答申をいただきました。会期については、本日1日の答申でした。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の答申のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

○議長（安元慶彦君）日程第3、諸般の報告を行います。

本日の臨時会に提出された案件は、町長からの専決承認案1件、条例改正案2件、補正予算案5件の計8議案であります。

議事日程をお手元に配付していますので、ごらんください。

本日の日程は、提案理由の説明を受けた後、引き続き議案内容の説明を受け、質疑を行います。質疑が終了した後、討論・採決を行いますので御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長に出席の要求をいたしましたところ、

説明員として、お手元配付の名簿のとおり報告がありましたので、これを許可し、出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから、議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

日程第4、議案第48号、日程第5、議案第49号、日程第6、議案第50号、日程第7、議案第51号、日程第8、議案第52号、日程第9、議案第53号、日程第10、議案第54号、日程第11、議案第55号、以上8件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第2回上毛町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

御承知のように、アメリカ・ファーストを掲げたトランプ氏がアメリカの次期大統領に当選し、世界経済が混迷を極めております。我が国におきましては、TPPと日米安保の問題が特に気になる場所ですけれども、アメリカからすれば、自国の利益を優先に考える意味においては特別のことを言っているわけではなく、TPPについてはこれを離脱し、2国間で自国に優位な交渉をすること、安全保障についても、これらをアメリカに頼らずに自分の国は自分で守れ、守ってほしいとお金を払えといった主張をしておりますが、いずれも当然といえば当然のことなのかもしれません。

今まさに我が国は、ジャパン・ファーストのビジョンを早急に示し、いかに外国と向き合っていくのか、外交力が問われているといえます。本町としても、国のモデルとなるよう、地方創生に向けてスピードを上げていくことが、我々に課せられた使命であると捉えているところでございます。

さて、ここでこの場をお借りし、吉報を披露させていただきます。本町議会、安元議長におかれましては、このたび京築広域圏市町村圏議会の議長に御就任なされたということで、これまで京築広域圏の歴史の中で、行橋市、豊前市以外から議長が選任されたことはなく、今回が初めてでございますし、歴史を変えたと言ってもいいような快挙は、安元議長だからこそなし得たといっても過言ではありません。私どもも大

変誇らしく思っているところでございます。この場をおかりし、心よりお祝いを申し上げます。諸問題も山積している広域圏でございますけれども、安元議長の卓越した手腕に御期待いたします。まことにおめでとうございます。

さて、本日の臨時会に提案いたします案件は、専決処分1件、条例案2件、補正予算5件の計8件であります。順次、提案理由を御説明いたします。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについてであります。農村環境整備事業として実施する蕨尾井堰排水ゲート改修工事におきまして、設計を行った結果、工事請負費が不足する見込みとなりましたが、工程等を考慮し、年度内に竣工するために、平成28年度一般会計補正予算（第5号）において653万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億7,847万1,000円とし、10月20日に専決処分したので、地方自治法第179条第1項及び第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第49号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第50号 上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この二つの条例の一部改正につきましては、議案第51号、52号、53号、54号、55号の各補正予算とも関連しますが、人事院は国会及び内閣に対し、本年の民間給与と格差を埋めるため、俸給表の水準の引き上げと勤勉手当の引き上げ及び扶養手当関係の見直し等を勧告し、平成28年11月16日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が参議院本会議で可決成立いたしましたところであります。

これらの国の人事院勧告等に伴い、本町職員における給与改定等の対応につきましては、情勢適応の原則の観点から、人事院等の勧告内容を尊重しつつ、給与等の改正を行うこととし、関係条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第6号）、議案第52号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第53号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第54号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第55号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。先ほどの議案第49号及び第50号で御説明いたしました、上毛町一般職の職員の給与等の一部改

正に伴い、それぞれの会計の職員、給与等の補正予算を計上するものであります。

以上、概略を説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、また、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

日程第4、議案第48号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、私のほうから議案第48号について御説明をさせていただきます。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて。平成28年度上毛町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成28年11月29日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、蕨尾井堰排水ゲート改修工事におきまして設計を行った結果、工事請負費が不足する見込みとなったため、専決処分を行ったものでございます。

次のページに専決第4号ということで、10月20日付の専決処分書を添付いたしております。

次のページに、平成28年度上毛町一般会計補正予算（第5号）を添付いたしております。第1条で歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ653万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億7,847万1,000円とするものでございます。

専決の内容でございますが、予算書の9ページをお願いいたします。

5款1項5目農地費で、蕨尾地区の排水ゲート改修工事に伴う工事費の増額分682万1,000円と、それに伴う土改連の特別賦課金の追加補正、また、測量設計業務の不用見込み額29万5,000円を減額し、合わせまして653万6,000円を専決処分させていただいております。町長の提案理由にもございましたが、今後の工期等を考慮いたしました結果、専決処分となったものでございます。

以上です。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）2点お伺いしたいと思います。10月20日に専決処分をやったわけですけれども、設計をやって、これは議会を開くいとまがなかったということでやったのかどうか。それと、いつの時点で工事の不足がわかったのか。設計が終わった後、いつの時点でわかったのか、その2点を伺います。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（垂水勇治君）この件につきましては、6月に補正して7月から設計業務の委託をしております。当初より、設計が上がってくるのが10月の下旬を予定しております、11月の初めから入札をして工事を行うという予定でございました。町長の提案理由にもありましたように、工期を考えますと、議会を開くいとまがありませんでしたので専決をさせていただいております。

2点目のいつごろわかったかということは、10月中旬ぐらいに設計の委託業者から詳細設計が出てわかった次第で、工期等も考慮した結果、専決処分とさせていただいたところでございます。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）工期の予定がわかりましたら。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（垂水勇治君）当初は11月の初めから3月の中旬を予定しておりました。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）いいんやろ。

○3番（廣崎誠治君）いいです。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

三田議員。

○8番（三田敏和君）一つお伺いしますが、600万ほどふえておりますが、6月に補正をかけたときと今回設計をやった中で、どういう点が大きく変わったのか、変更を生じなければいけなかったのか、そこをきちんとお示してください。

○議長（安元慶彦君）産業振興課長。

○産業振興課長（垂水勇治君） 今回のゲートにつきましては、油圧式の転倒ゲートを予定しております、詳細な設計を行った結果、油圧量が想定していた以上に必要となりましたので、油圧ユニット等の規模が増大したことによる工事費の増ということでございます。

○議長（安元慶彦君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 水面の高さがどのくらいの位置にあれば、どのくらいの油圧量が必要かというのは、補正を出した時点できちんとわかると思うんですが。副町長が首を振っていますが、わかるんじゃないかなとちょっと感じるわけですが、極端に油圧量が足りないということは、少々補正を出した時点の概算が甘かったのかなと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（安元慶彦君） 副町長。

○副町長（川口 彰君） 若干、補足をさせていただきます。当初は概算設計ということでございますので、一般的にはゲートの横に油圧、水門の横にゲートをつくるということで設計を上げておりましたが、詳細設計の段階で、ゲートよりも若干離れた位置にゲートを設置するというので、その観点から、要するに油圧のパイプの関係、大きさ等が遠くということで大きくするというので、詳細設計の中で判明いたしましたので、今回、ちょっと大幅な設計増になったということでございます。

○議長（安元慶彦君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） そのゲートをずらしたというのは、構造上というか、地積的とかということなのか、それとも利便性とか何か、そういうのを考慮したのか、その辺はいかがですか。

○議長（安元慶彦君） 副町長。

○副町長（川口 彰君） 多分、今後の維持管理、土砂吐き等の関係で落としがいい位置にゲートを持っていったということでございます。堆砂土砂がすぐ流れるような位置に持っていったということです。

○議長（安元慶彦君） ほかに。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君） この補正額と、レ点についています入札の結果の関係について教えていただければと思うんですけども、10月20日に専決処分を行って、入札が11月7日行われているんじゃないかなと思うんですけども、そのときの金額の予

定価格が2,261万ということで、実際、業者さんのほうは2,235万6,000円で落としていますけれども、そのときに、今回の補正の金額とはどういうふうになるのかというのを教えていただければと思います。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）補正を組んだ時点は、10月20日の専決でございますので、そのときは当然、設計額に対する予算額を確保しないと入札ができないということで、その後に入札をかけておりますので、入札額は当然、落札した業者がその金額で請け負えるという金額で出ておりますので、その差は当然あることだと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）専決処分を行った理由が、議会を開くいとまがないということでありましたけれども、翌日でもできるわけですね。三日後に議会を招集すべきところではありますが、それでも急を要せば、翌日でもできるわけです。そういう中で、本当に議会を開くいとまがなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）副町長。

○副町長（川口 彰君）基本的には茂呂議員の言うとおりにと思いますが、今回、専決処分という判断を町がしたということでございます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）では、翌日でも議会を開くことができたということは認められましたが、なぜ翌日に議会招集のお願いをしなかったのかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）副町長。

○副町長（川口 彰君）基本的な考えは茂呂議員の考えということでございますが、そういう余裕がなかったから専決処分をしたということでございます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）文書を作成すれば、ちゃんと議長に出せば、そういういとまは、私はあると思います。そういう緊急性であれば、当初予算が1,500万に対して600万ということですから、約半分ですよ。余りにも議会軽視ではなかろうかなと思うんですよ。

私は、翌日でも招集すれば十分開けると思うし、また、工期もさほど影響がないと思いますが、翌日でもそんなに工期に影響があったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）副町長。

○副町長（川口 彰君）議会だけを招集しようと思えば、1週間、2週間かかりますが、その前に、先ほど課長が言いましたように入札の準備をしなければなりません。それには2週間、3週間、4週間かかります。そういう観点から、すぐ専決処分をして、予算をいただいて、入札に起工伺い等をかけまして、入札を執行したということでございます。

○議長（安元慶彦君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）3回目ですけれども、専決処分して予算を確保して入札すれば、私はできると思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第48号の専決処分を求めることについて、反対の立場から討論いたします。専決処分をした理由は、議会を開くいとまがないということではありますが、議会の招集は前日に告示をして開くこともできますので、議会を開くいとまがなかったということには当たらないということで、そのような理由を申し上げまして、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第5、議案第49号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） それでは、議案第49号について御説明をいたします。

議案第49号 上毛町の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について。上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。平成28年11月29日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。平成28年度人事院勧告に伴い、本町職員の給与に関し、人事院勧告に準じた所要の改正を行う必要があるため、地方自治法96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の28年度人事院勧告に伴いましては、今回提案いたします条例の一部改正につきましては、大きく分けて3点ほどの一部改正でございます。まず1点目として、職員の給与でございますが、本年の民間給与との格差を埋めるため給与表の改正を行うもので、平均として0.17%の引き上げということになっております。

次に2点目で、勤勉手当の関係でございます。同じく本年の民間との格差0.1カ月分を勤勉手当として配分するものでございます。なお、29年度からは0.1カ月分を2回に分けて、それぞれ0.05カ月分ずつを12月と6月に配分いたすという形になっております。

次に3点目として、扶養手当の関係でございます。民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえまして、配偶者分を現行の1万3,000円から他の扶養親族と同額の6,500円に引き下げ、子を6,500円から1万円に引き上げるものでございます。詳細につきましては、9ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。11ページの中ほどまでが扶養手当の関係、11ページ中ほどから次ページにかけてが勤勉手当の関係、次に14ページ以降をごらんいただきたいと思います。1点目に説明した職員給与であります別表第1のとおり改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（安元慶彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）扶養手当については、29年4月1日から施行という形ではよろしいかどうか。それと人事院勧告を見ますと、高齢層職員の能力、経験の活用というのがございますが、本町では職員の再任用を全く行っていませんが、これはやる気があるのかないのか。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）まず1点目、配偶者手当に関しましては29年の4月1日からでございます。また、再任用につきましては一応、要綱を定めて、それぞれ該当職員がある場合につきましては、周知をいたしておるところでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第49号 上毛町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第6、議案第50号 上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） それでは、議案第50号について御説明を申し上げます。

議案第50号 上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。上毛町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。平成28年11月29日提出、上毛町長、坪根秀介。

理由でございます。議案第49号と同様、平成28年度人事院勧告に伴い、本町職員の給与に関し、人事院勧告に準じた所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、手当等は一般職の例によることとされておることから、給料表の改正をこの条文では行うものでございまして、議案第49号と同様の引き上げ率でございます。詳細につきましては、6ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。職員給料表を別表1のとおり改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君） 全会一致。よって、議案第50号 上毛町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案の

とおりに可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第7、議案第51号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君） それでは、議案第51号について御説明を申し上げます。

議案第51号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第6号）。平成28年度上毛町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。まず第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,305万9,000円とするものでございます。平成28年11月29日提出、上毛町長、坪根秀介。

それでは、補正予算の概要でございます。今回の補正予算につきましては、先ほど御説明いたしました議案第49号及び議案第50号と関連いたします、平成28年度人事院勧告に伴い、本町の給与条例と人事院勧告に準じた所要の改正を行うため、改定後の給与額を補正するものでございます。7ページからになりますが、各款全般にわたり、2節の給与、3節の職員手当、共済費等々において、合わせまして458万8,000円をお願いするものでございます。

以上が概略でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安元慶彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第51号 平成28年度上毛町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第8、議案第52号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(末松克美君) それでは、議案第52号を説明いたします。

平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。平成28年度上毛町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,983万8,000円とするものでございます。平成28年11月29日提出、上毛町長、坪根秀介。

7ページをお開き願います。

先ほどの一般会計と同様、人事院勧告に伴いまして、1款1項1目一般管理費の2節、3節、19節合わせまして、国保担当職員の給与費等といたしまして、4万1,000円の補正をお願いするものでございます。財源は、その前のページ、6ページに計上しておりますように、一般会計からの繰入金を充当しております。

以上でございます。

○議長(安元慶彦君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第52号 平成28年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第9、議案第53号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（末松克美君）それでは、議案第53号を説明いたします。平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,131万7,000円とするものでございます。平成28年11月29日提出、上毛町長、坪根秀介。

これも先ほどの一般会計と同様、人事院勧告に伴いまして、1款1項1目一般管理費の2節、3節、19節合わせまして、後期高齢者医療担当職員の給与費等としまして、4万円の補正をお願いするものでございます。済みません、7ページでございました。財源につきましては、6ページに計上しておりますように、一般会計からの繰入金で充当しております。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第53号 平成28年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第10、議案第54号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(福本豊彦君) それでは、議案第54号について御説明を申し上げます。

議案第54号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,402万4,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、平成28年11月29日提出、上毛町長、坪根秀介。

予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目処理施設等管理費で、今回補正額といたしまして5万9,000円の増額をお願いしているものでございます。財源につきましては全額一般財源で、一般会計からの繰入金でございます。

増額の理由でございますが、一般会計の補正と同様に、平成28年度の人事院勧告に伴いまして、2節給与、以下3節、4節、19節の追加の補正をお願いするもので

ございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第54号 平成28年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第11、議案第55号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（福本豊彦君）それでは、議案第55号について御説明を申し上げます。

平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,910万3,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年11月29日提出、上毛町長、坪根秀介。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。今回補正額といたしまして7万9,000円の増額をお願いしております。財源といたしましては全額一般財源で、一般会計からの繰入金でございます。

増額の理由といたしましては先ほどと同様で、平成28年度人事院勧告に伴いまして、3節職員手当と共済、19節の追加の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第55号 平成28年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

平成28年第2回上毛町議会臨時会を閉会します。御苦勞でした。

閉会 午前10時43分